

【10月の主な実施行事】

- ・ごみ分別巡回: 10月4日・18日
- ・役員会: 10月6日
- ・八幡社大祭: 10月7日
- ・青色防犯パトロール: 10月13日・27日
- ・防災食講習会: 10月28日
- ・きずな運営委員会: 10月29日

【11月の主な行事予定】

- ・ごみ分別巡回: 11月1日・15日
- ・役員会: 11月10日
- ・町内一斉清掃: 11月19日
- ・青色防犯パトロール: 11月17日・24日
- ・きずな花壇花植え: 11月26日

八幡社 秋の大祭

10月上旬まで30度越えの猛暑が続く異常気象でしたが、10月7日大祭当日の朝方は平年並みに戻り、肌寒さを感じる日となり、昼間は青空のもと絶好の祭り日和となりました。今年はお池町が神馬地区となり、三町による余興は事業部・役員・OB等の協力により、数か月前から準備を進めてきました。馬廻りや花車、パレードに始まり、御はらい・巫女舞・御はやし・射放弓・掛け馬・持ち投げ等、神事や余興は事故もなく無事終わることができました。関係の役員・氏子の皆様に感謝申し上げます。



花車の出発準備



馬廻りにより祭りの開催を告げます



21升分の鶏めしを焼き上げます



巫女さんがパレードを盛り上げます



巫女舞と御はやし



市指定無形民俗文化財の射放弓



勇壮な駆馬(おまんと)



大人気の餅投げ

- ・阪神淡路大地震では、二次災害として火災発生が問題視され、初期消火の対応がクローズアップされました。
- ・出火の現場に居合わせたら近所の皆で協力して燃え広がる前に消火しましょう。ただし、そのために逃げ遅れては大変です。初期対応の3原則を念頭に、あわてず冷静な判断を心がけましょう。

火災発生！初期対応の3原則

①大声で知らせる

②初期消火する

③早く逃げる

- ・消火器は、初期消火において消火する人が安全にかつ確実に消火できるものです。初期消火効率も46.9%と高い値を示しています。各家庭で1本以上は確保したいものです。
- ・消防法で定められて消火器の使用期限は、製造からおおむね業務用で10年、家庭用で5年です。
- ・古くなった消火器の処分は、新たな消火器の購入との交換で無料の場合がありますので、ホームセンター等でご確認ください。処分だけの場合は「不用品買取センター」(有料)等へお尋ねください。
- ・防災で初期消火のため、市から各町内に支給された消火器は以下のとおりです。保管場所は町内により異なりますが、防災倉庫または町内の特定場所です。あらかじめ確認をしておいてください。また使用期限を定期的に確認し、維持管理をしましょう。



有効期限表示



リサイクルシール



使用方法の説明



蓄圧式消火器

消火器の種類

蓄圧式10型: 容器内に圧縮ガスが充填されており、レバーをにぎるとその圧力で消火剤を放射する。指示圧力計が取り付けられており、指針が緑いろの範囲ならば有効です。

粉末(ABC)消火器: 国の規格で、どのような火災に対応できるかを表しています。



- A火災・・・普通火災に対応しており、木材、紙類、繊維などの普通の可燃物のことで、A火災は木材や紙、繊維など、固体の燃えやすいものの火災を指します。
- B火災・・・油火災に対応しており、ガソリンやシンナーなどの引火性液体の火災を指します。ABC粉末消火器は水が使えない油火災も消火します。
- C火災・・・電気設備の火災のことで、電気火災ともいいます。電線や変圧器、モーターなどの火災のことを指します。

設計標準仕様制限:10年・・・業務用